

ランドマイナーモニター2016 (“Landmine Monitor Report 2016”)

Major Findings (大要)

主な出来事

『ランドマイナーモニター2016』では、「地雷なき世界」という目標に向かって世界が進んでいることが記されている。しかし、同時に地雷対策への支援が過去10年間で過去最低に落ち込み、さらに10年間で最大の犠牲者が発生していることも明らかになっている。対人地雷を禁止することは世界的な規範となっているが、非国家主体や一部の非締約国は地雷を使用し続けている。地雷の除去を進めている国は多いものの、2015年には除去活動の停滞が見られた。また、期限内に除去が終了する可能性のある国は極めて少ない。

対人地雷禁止条約の現在

162か国が締約国であり、1か国（マーシャル諸島）が署名国である。

- 昨年以來新しく条約を批准または条約に加入した国はない。最後の加入国は2014年8月のオマーンである。
- 2016年3月、スリランカ内閣が対人地雷条約への加入を決定したと報じられたが、2016年11月1日現在加入のための手続きはまだとられていない。

地雷の使用

国家が対人地雷を使用するケースは少ない。

- 2015年10月から2016年10月の間、締約国による新たな地雷の使用は確認されていない。
- 非締約国であるミャンマー、北朝鮮、シリアが昨年1年間に對人地雷を使用した。

昨年1年間に10か国で非国家主体が對人地雷を使用した。10か国は、アフガニスタン、コロンビア、イラク、リビア、ミャンマー、ナイジェリア、パキスタン、シリア、ウクライナ、イエメンである。

- 非国家主体の多くは、被害者が起爆させるタイプの簡易地雷やブービートラップを多用している。人の接近や接触によって爆発するこのような装置は對人地雷禁止条約で禁止されている。締約国であるカメルーンやチャド、ナイジェリア、フィリピン、チュニジア、そして非締約国であるイランとサウジアラビアで地雷が使用されたとの情報があったが、『ランドマイナーモニター』は確認できなかった。

被害者

2015年、對人地雷や實質的に對人地雷として機能する簡易地雷、クラスター爆弾、他の不発弾による被害は、急激に増加した。

- 2015年、6,461人の被害者が発生し、少なくとも1,672人が死亡した。この数字は、2014年と比較して75%の増加となる。
- 2015年の増加は、リビアやシリア、ウクライナ、イエメンでの武力紛争が原因である。また、被害の情報により容易に入手可能となったことも大きい。特にリビアとシリアでは被害者の情報が体系的に収集されている。
- 2015年の被害者数は、2006年以降で最高を記録した。
- 2015年は、『ランドマイナーモニター』の調べでは、簡易地雷による年間の被害者が最高を記録した。

2015年には、56の国と5つの地域で被害が発生した。このうち37か国が地雷禁止条約の締約国である。

- 被害者のほとんど(78%)が市民である。
- 市民の被害者の38%が子どもである。年齢の詳細については不明である。
- 被害者の14%が女性である。近年と比べ、若干増加している。
- 被害の60%は、締約国で発生している。2014年には70%の被害が締約国で発生していた。
- 『ランドマイナーモニター』は、1999年に記録を開始して以来、10万人を超える被害者の存在を確認している。

地雷対策への支援

2015年、ドナー国および地雷被害国は、地雷対策への支援に4億7,130万ドルを拠出した。この金額は2014年から1億3,900万ドル、23%の減少である。また、3年連続の減少であり、2005年以降最低レベルを記録した。

35のドナー国が3億4,010万ドルを国際的な支援として拠出し、41カ国と3つの地域が支援を受け取った。2014年と比較すると7,700万ドルの減少であり、2005年以降初めて4億ドルを下回った。

- ドナー国のうちトップ5カ国は、アメリカ、日本、EU、ノルウェー、オランダである。この5カ国で国際的支援の71%を占めており、その額は2億4,000万ドルに上る。
- 13のドナー国が支援を減らした。特にEUとノルウェーが5,700万ドル減少させた。
- 受け取り国のうちトップ5カ国はアフガニスタン、イラク、ラオス、カンボジア、シリアである。これらの国で1億6,190億ドル、全体の48%を受け取っている。
- アフガニスタンが13年連続で受け取り国のトップとなった。
- 2016年、ドナー国は3度の会議を開き、地雷対策活動への支援と条約実施支援ユニットへの支援を議論した。このような会議の開催は初めてであり、これらの会議が2016年以降の支援額にどのような影響を与えるかは依然不明である。

14カ国が自国の地雷対策活動に1億3,120億円を拠出した。これは、2014年から6,200億円の減少である。

被害と除去

2016年10月現在、64の国と地域に対人地雷が残っている。

- 64の国と地域の内訳は、36の締約国、24の非締約国、4の地域である。2015年の61の国と地域から増加した。
- 3カ国増加した理由は、ナイジェリアでの簡易地雷を含む新たな対人地雷の使用と、パラオ、モザンビークにおいてかつて埋設されていた地雷が新たに発見されたことによる。
- 100平方キロメートルをこえて対人地雷が残っている国と地域は、アフガニスタン、アンゴラ、アゼルバイジャン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、カンボジア、チャド、クロアチア、イラク、タイ、トルコ、西サハラである。

171平方キロメートルの地雷原が2015年に除去された。2014年には201平方キロメートルが除去されている。

- 2015年には、約15万8,000個の対人地雷と1万4,000個の対車両地雷が処理された。
- アフガニスタン、カンボジア、クロアチアで2015年に過去最大の面積が除去された。これら3カ国で全体の除去面積の70%以上を占める。
- 2015年の除去面積の減少を1つの理由で説明することは困難であるが、地雷対策への支援の減少が影響している可能性は高い。
- 過去5年間で960平方キロメートルの地雷原が除去された。130万個の対人地雷と6万6,000個の対車両地雷が処理された。

1999年に対人地雷禁止条約が発効して以降、26の締約国と1つの非締約国、1つの地域が地雷原の処理を終えた。

- 締約国であるウクライナが対人地雷禁止条約の第5条に違反している。ウクライナは2016年6月1日に条約で定められている除去期限を迎えたが、除去を終了していない。また、除去期限の延長も認められていない。
- 2015年の第14回締約国会議で5カ国が除去期限の延長を認められた。5カ国は、キプロス、エチオピア、モーリタニア、ニジェール、セネガルである。2カ国が除去期限の延長を申請しており、2016年の第15回締約国会議で検討される。
- 4カ国のみが条約で定められた除去期限内に除去を完了する見込みである。4カ国は、アルジェリア、チリ、コンゴ民主共和国、エクアドルである。

被害者支援

多くの被害者を抱える締約国の多くは、リソース不足のため被害者支援に関するマプト行動計画の実施に困難を抱えている。31の締約国に関して次のような点が報告されている。

- 締約国の多くで、被害者のニーズを正しく把握するための現地調査が引き続き行われている。
- 約3分の2の締約国が被害者支援や被害者の権利を守るための調整メカニズムや国家計画を持っている。しかし、ブルネイやクロアチア、セネガル、ウガンダでは、2015年に期限が切れた被害者支援計画が更新されず、またアフガニスタン、スーダンでは2011年以降、期限切れの被害者支援計画が更新されていない。
- 締約国の多くは、調整メカニズムの設定や計画策定を通して、被害者支援の取組みを障がい者の権利保護や障がい者支援の取組みと統合している。しかし、これらの統合は、被害者支援のニーズと現状のギャップを埋めるために必要なリソースの動員にはつながっていない。
- 締約国の多くで、被害者は彼らの生活に影響を与える政策の調整プロセスに参画しているが、多くの国で意思決定プロセスへの参画を中心にさらなる支援が必要である。多くの締約国が、あらゆる取組みの中で被害者の参画を促す努力をする必要がある。
- 半数以上の締約国が被害者支援に関係する活動やその進捗に関する情報を透明性レポートの中で提供している。しかし、期限通りに提出することや測定可能な目標の設定等、改善する点がある。

保有地雷の廃棄

締約国は5,100万個の保有対人地雷を廃棄した。

4つの締約国が廃棄が必要な700万個の対人地雷を依然保有している。これらの国は、ウクライナ（540万個）、ベラルーシ（150万個）、ギリシア（64万3,265個）、オマーン（1万5,734個）である。ウクライナとベラルーシ、ギリシアは条約で定められた廃棄期限をすでに迎えている。

- 35の非締約国のうち31カ国が地雷を保有しているとみられる。『ランドマインモニター』は1999年の時点で1億6,000万個の対人地雷が保有されていると推定していたが、現在は5,000万個以下と推定している。

移転と製造

『ランドマインモニター』は、11の国を対人地雷製造国と考えている。それらの国は、中国、インド、イラン、ミャンマー、北朝鮮、パキスタン、ロシア、シンガポール、韓国、ベトナムである。

- ほとんどの国は現時点で地雷を大量に製造していないが、地雷を製造する権利を保有している。これらの国の中で最も活発に製造しているのは、インド、ミャンマー、パキスタン、韓国である。
- 非国家主体が以下の国で簡易地雷を含む対人地雷を製造している。アフガニスタン、コロンビア、イラク、ミャンマー、ナイジェリア、パキスタン、ソマリア、シリア。

実質的な対人地雷の移転の禁止は、1990年台半ばから実現している。

- 締約国であるイエメンとウクライナでは保有地雷の廃棄を完了しているにもかかわらず、依然として工場生産された対人地雷が使われていることが明らかとなっている。このことは、国内あるいは海外から非合法なルートで地雷の移転が行われたことを示唆している。

透明性報告

2016年10月15日現在、45%の締約国が2015年分の年次透明性報告を提出した。これは、前年の41%からわずかに増加している。

- 2015年分の透明性報告を89カ国が提出していない。

★この件に関するお問い合わせ **地雷廃絶日本キャンペーン (JCBL)** E-mail: office@jcbl-ngo.org